



[2007.02.15 <TOIPCS>

] 労働組合について  
- 労働組合組織率過去最低のなか結成 -

さて今回は久しぶりに結成された労働組合の話題をお届けしたいと思います。

昨年12月にコンビニエンスストア最大手、セブンイレブンジャパンのフランチャイズチェーンに加盟する長野県内の会社で、労働組合が結成されました。この労働組合には、店長から高校生アルバイトまでが参加し、組合員は正社員を12人含む約100名で組織されています。昨今の労働組合の組織率は年々減少の一途をたどり、いまや推定組織率18.2%と過去最低となっています。労働組合のある企業は、従業員数が300人以上の企業や官公庁が大半であり、300人未満の中小企業では、その組織率たるや微々たるものであるといえます。

今回組織された労働組合も、結成されるまでに労働者側の苦渋の決断があったものと見受けられます。執行委員長の談によると、会社から十分な説明もないままに、大幅な賃金カットをされ、様々な労働条件が切り下げられていく中で、経営陣と対等に話し合うには組合を作るしかなかったとのことです。

このコンビニエンスチェーンの経営陣は、店長は管理監督者であるとして、従業員代表であることは不適格と主張しているようですが、実際の裁判などで争うと、実に裁判所の認定する「管理監督者」の範囲は、ごく限られた非常に狭い範囲のものであることがわかります。通常、コンビニエンスストアの店長に与えられた権限は、アルバイトの採用やシフト作成、仕入れや売り上げ管理などごく一部であることが多いものです。労働基準法でいうところの「管理監督者」は、部長・課長・店長といった役職名とは関係なく、その実態が、経営者と一体の立場にあり、出勤の自由(時間管理されない)や幅広い裁量権を持ち、管理監督者にふさわしいと思われる管理職手当などが支払われているといったかなり限定された方となります。

最近では、会社に労働組合がない場合が多いので、労使でトラブルに発展した場合、個人で会社と戦うしかなく、そのような場合に、個人と組織の力の差はあまりにも大きく、これまでは労働者が泣き寝入りをしていたのが実態でした。しかし、平成13年に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が制定されてからは、そういった労使トラブルが発生した場合に、都道府県労働局をはじめとする相談機関に、相談を持ち込む労働者が猛烈な勢いで急増しています。

今回、労働組合の推定組織率の最低を更新しているといった状況下の中で、あえて労働組合が結成され、今後会社と団体交渉を行っていくわけですが、その過程など大いに注目したいところです。